

自転車保険に関するQ&A

Q 自転車専用の保険に新たに入らなくてはいいませんか？

既に加入している保険(自動車保険・火災保険など)の個人賠償責任補償特約などで自転車事故に対応している場合は、新たに入する必要はありません。また、個人賠償責任保険などの多くは家族も補償範囲となっている場合があります。まずはあなたや家族が加入している保険の内容・補償範囲をご確認ください。

Q 自転車保険はどこで加入したらいいですか？

自転車保険は、インターネットなどで簡単に加入できる保険もあります。詳しくは、各損害保険や共済などの会社や保険代理店などに、またTSマークについては、自転車安全整備士のいる自転車販売店にお問い合わせください。

Q 保険の紹介をしてくれませんか？

千葉県のホームページに一部の保険会社などの連絡先を掲載しています。そちらを参考にしてください。

- ・自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は自転車の利用により、自転車利用者が他人を害した場合の保険に加入しなければなりません。
- ・事業者の方は事業用の自転車の利用により、従業員など

◆自転車保険加入の義務化(努力義務から義務化)

7月1日から、自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険への加入が義務化されます。あなたと被害者を守るため、自転車保険(自転車損害賠償保険など)に加入しましょう。

自転車保険への加入義務化 自転車保険に加入しましょう

どが他人を害した場合の保険に加入しなければなりません。



▲県ホームページ

問い合わせ▼県くらし安全推進課
043(223)2263

地籍調査の実施

所有する土地の『正確な地図』を作ります

平成27年度から市内全域を対象に地籍調査を進めています。今年度は川場、押堀、幸田、堀上および北幸谷のそれぞれ一部で実施を予定しています。対象となる土地の所有者の方に説明会を実施しますが、新型コロナウイルスの感染予防のため、説明会は中止します。今後の対応については決まり次第、対象の方にお知らせします。ご理解、ご協力をお願いします。

◆地籍調査とは

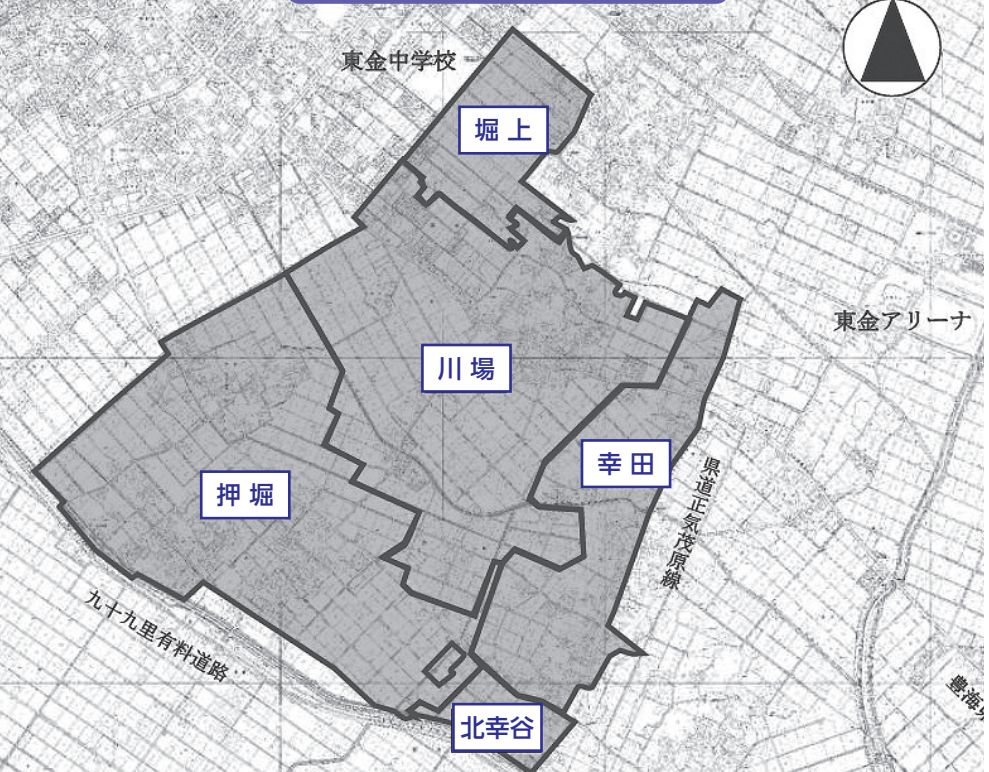
一筆ごとの土地について、土地所有者の立ち会いを経て、地番・地目・面積などを明確にし、簿冊(地籍簿)と正確な地図(地籍図)を作成するための調査です。

◆地籍調査のメリット

- ①土地所有者の費用負担は原則不要です。 ※所有権移転登記などの手続きは行政では行いません。
- ②土地トラブルを未然に防止したり、土地取引の円滑化が図れます。
- ③災害からの速やかな復旧が図れます。
- ④固定資産税の課税が適正化されます。

問い合わせ▼建設課 050-1221

今年度の実施区域図



地籍調査の流れ

①地元説明会

調査対象の土地の所有者の方を対象とした説明会を開催し、地籍調査の内容や必要性について説明します。 ※今年度は新型コロナウイルスの感染予防のため中止します。

②一筆地調査(現地調査)

一筆ごとの土地について、土地の所有者の方の立ち会いのもと、自分の土地と隣人の土地の境界確認をすとともに、地番や地目などの調査を行います。 ※地籍調査では、この一筆地調査がとても重要です。



③地籍測量

一筆ごとに位置を決め、測量を行います。各筆の筆界点をもとに正確な地図(地籍図)を作り、面積を測ります。



④成果の閲覧

一筆地調査と地籍測量により作成した「地籍簿」と「地籍図」の案を、土地の所有者の方が確認する機会を設けます。ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果になります。

⑤登記所に送付

「地籍簿」と「地籍図」の写しを登記所に送付します。登記所では「地籍簿」をもとに登記簿を修正し、公図の代わりに「地籍図」を登記所に備え付けの正式な地図とします。

以後、登記所では地籍調査の成果を不動産登記の資料として活用します。



お知らせ

子ども医療費助成受給券の更新・申請手続きはお早めに

子ども医療費助成制度は、0歳から中学3年生までのお子さんの医療費を助成する制度です。新規に受給券の交付を受けるときには申請が必要です。まだ受給券をお持ちでない方は、早めに申請してください。すでに受給券をお持ちの方には、8月以降に使用する新しい受給券を7月下旬に郵送します。

◆更新に必要な書類の提出について

- 次の①②に該当する保護者の方で、書類の提出がお済みでない方は、新しい受給券が発行できません。速やかに提出をお願いします。
- ①東金市外に在住の方
 令和4年度所得課 税証明書
- ※令和4年1月1日時点で住民登録をしている市町村から取得してください。
- ②令和3年中の所得を申告していない方(会社勤めで収入は給与所得のみであり、年末調整が済んでいる方を除く)
 申告書の控え(所得税の申告は税務署、所得税の申告が必要ない方は令和4年1月1日に住民登録があった市町村で申告後、申告書の控えを持参)



申請・問い合わせ▼子育て支援課 050-1202

お知らせ

新型コロナウイルスワクチン接種情報

4回目接種は、3回目接種を受けてから5カ月以上経過した方のうち、60歳以上の方・基礎疾患などがある方が対象になります。60歳以上の対象者の方には6月中旬に接種券を送付します。基礎疾患などがある18〜59歳で接種を希望する方は申請が必要です。お問い合わせください。



新型コロナ関連情報



個別接種医療機関情報

問い合わせ▼東金市新型コロナワクチン接種コールセンター 052-0830